約 関する千九百 K 分布範囲が の規定 リング の実施 魚 類資 排他的経済水域の内外に存在する魚類 八十二年十二月十 心のため 源 及 の協定 び 高 度 回 遊 H 性 \mathcal{O} 魚類 海洋法に関する国際連合条 資 源 の保存を 資 源 及び管理に ヘス トラ

類資源 分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源) の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実 及び高度回]遊性魚

施のため

の協定

この協定の締約国は

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の関連規定を想起し、

分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源 (以下「ストラドリング魚類資源」 という。) 及び

高度回遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを決意し、

この目的のために諸国間の協力を促進することを決意し、

旗国 寄港国及び沿岸国が、これらの資源について定められた保存管理措置について一層効果的な取締り

を行うことを求め、

開発会議において採択されたアジェンダ二十一第十七章プログラムエリアCに明示された問題 公海漁業の管理が多くの分野で不十分であり、いくつかの資源が過剰に利用されているとの国際連合環境 (規制されて

いない漁業、 過剰な投資、 過大な船団規模、 規制を回避するため の漁船の旗国変更、 選別性の高 い漁具の不

十分さ、不正 確なデータベ ース及び諸国間の十分な協力の欠如) に特に取り組むことを希望し、

責任ある漁業を行うことを約束し、

海洋環境に対する悪影響を回避し、 生物の多様性を保全し、 海洋生態系を本来のままの状態にお į١ て維持

及び漁獲操業が長期の又は回復不可能な影響を及ぼす危険性を最小限にする必要性を意識 Ļ

がストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存、

管理及び持続可能な利用

へ の

効果

的な参加を可能にするための具体的な援助 (財政的、 科学的及び技術的援助を含む。) を必要としているこ

とを認識

開

発途上国

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の関連規定の実施に関する合意が、これらの目

的に最も寄与し、かつ、国際の平和及び安全の維持に資することを確信し、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約又はこの協定によって規律されない事項は、

般国際法の規則及び原則により引き続き規律されることを確認して、

次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 用語及び対象

- 1 この協定の適用上、
- (a) 「条約」 とは、 千九百八十二年十二月十日 の海洋法に関する国際連合条約をいう。
- (b) て、条約及びこの協定に反映されている国際法の関連規則に適合するように定められ、 「保存管理措置」 とは、 海洋生物資源の一又は二以上の種を保存し、 及び管理するための措置であっ か つ、 適用され
- るものをいう。
- (c) 「魚類」 には、 軟体動物及び甲殻類 (条約第七十七条に定める定着性の種族に属する種を除く。) を

含む。

(d) 「枠組み」とは、 特に、 小地域又は地域において一又は二以上のストラドリング魚類資源又は高度回

遊性魚類資源についての保存管理措置を定めるため、二以上の国が条約及びこの協定に従って定める協 力の仕組みをいう。

2 (a) 「締約国」とは、この協定に拘束されることに同意し、かつ、自国についてこの協定の効力が生じて

1 る国をいう。

(b) この協定は、 次に掲げる主体であってこの協定の当事者となるものについて準用し、 その限度におい

て 「締約国」というときは、 当該主体を含む。

(i) 条約第三百五条1cからeまでに規定する主体

とを条件とする。

(ii)

条約

の附属書以第一条において

「国際機関」と規定されている主体。

ただし、

第四十七条に従うこ

3

この協定は、 その漁船が公海において漁業を行うその他の漁業主体についても準用する。

第二条 目的

この協定の目的は、 条約の関連規定を効果的に実施することを通じてストラドリング魚類資源及び高度回

遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することにある。

適用 範囲

1 この協定は、 別段の定めがある場合を除くほか、 国の管轄の下にある水域を越える水域におけるストラ

ドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理について適用する。ただし、第六条及び第七条

れら の下にある水域を越える水域に適用されるものに従うことを条件として、 の規定は、 の資源 条約が定める異なる法制度であって、 の保存及び管理についても適用する。 国の管轄の下にある水域に適用されるもの及び国 玉 の管轄の下にある水域 |の管轄 角 のこ

2 沿岸国 及び開発し、 は、 玉 |の管轄 保存、 の下にある水域内においてストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源を探査 並びに管理するため の主権的権利を行使するに際し、 第五条に掲げる一 般原則

を準

一用する。

3 め、 するため 7 ずれ 第七部 の能力及びこの協定が規定する開発途上国に対する援助の必要性に妥当な考慮を払う。 の国も、 の規定は、 開発途上国が自国 国の管轄の下にある水域について準用する。 の管轄の下にある水域内において第五条から第七条までの規定を適用 このた

第四条 この協定と条約との関係

この協定のいかなる規定も、 条約に基づく各国の権利、 管轄権及び義務に影響を及ぼすものではない。こ

の協定については、条約 の範囲内で、かつ、条約と適合するように解釈し、 及び適用する。

ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理

第五条 般原則

沿岸国及び公海において漁獲を行う国は、 条約に従って協力する義務を履行するに当たり、 ストラドリン

グ魚類資源及び高度回遊性魚類資源を保存し、 及び管理するために次のことを行う。

- (a) 源 の最適な利用という目的を促進するため ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源 の措置をとること。 の長期的な持続可能性を確保し、 並びにこれらの資
- (b) 及び一 持 1 \mathcal{O} ずれであるかを問わない。) 関連要因 し、又は回復できることを確保すること。 (a)に規定する措置 般的 に勧告される国際的な最低限度の基準 (開発途上国 が、 の特 入手することのできる最良の科学的 別の要請を含む。)を勘案し、 を考慮して、 最大持続生産量を実現することのできる水準に資源量を維 (小地域的なもの、 か 証拠に基づくこと並びに環境上及び経済上 · つ、 漁獲 地域的なも $\widehat{\mathcal{O}}$ 態様、 $\tilde{\mathcal{O}}$ 資 又は (源間 世界的 \mathcal{O} 相 五依存] な Ł 関係 \mathcal{O}

0

- (c) 次条に従って予防的な取組方法を適用すること。
- (d) 又は漁獲対象資源に関連し、若しくは依存している種に及ぼす影響を評価すること。 漁獲その他の人間 の活動及び環境要因が、 漁獲対象資源及び漁獲対象資源と同一の生態系に属する種

六

- (e) 場合には、 をその再生産が著しく脅威にさらされることとならない水準に維持し、 漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に関連し、 これらの種についての保存管理措置をとること。 若しくは依存してい 又は回復するために、 る種の資源 必要な
- (f) 範 獲対象種 対象資源 囲 選択性を有し、 で含む措置をとることにより、 に関連し又は依存してい (魚類であるか非魚類であるかを問 環境上安全で、 る種 かつ、 汚染、 (特に絶滅の 費用対効果の大きい漁具及び漁法 浪費、 わな 投棄、 おそれがある種) 以下 紛失され又は遺棄された漁具による漁獲、 「非漁獲対象種」という。 \sim の影響を最小限にすること。 の開発及び使用を実行可 0 漁 ※獲及び 漁獲 能な 非 漁
- (g) 海洋環境における生物の多様性を保全すること。
- (h) た漁獲努力量を超えない水準を確保するための措置をとること。 濫獲及び過剰な漁獲能力を防止し、 又は排除するための措置並 びに漁業資源の持続可能な利用に応じ
- (i) 零細漁業者及び自給のための漁業者の利益を考慮に入れること。
- (j) 漁 獲対象種 漁獲活動に関する完全かつ正確なデータ の漁獲量並びに漁獲努力量に関するもの)及び国内的又は国際的な調査計画か (特に、 附属書Ⅰに規定する漁船の位置、 漁獲対象種及び非 5 の情報を適

時に収集し、及び共有すること。

(k) 漁業における保存及び管理を支援するため、 科学的調査を促進し、 及び実施すること並びに適当な技

術を開発すること。

(1)実効的な監視、 規制及び監督を通じて、 保存管理措置を実施し、 及びこれについて取締りを行うこ

と。

第六条 予防的な取組方法の適用

1 いずれの国も、 海洋生物資源の保護及び海洋環境の保全のために、 予防的な取組方法をストラドリング

魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存、 管理及び開発について広く適用する。

2 ずれの国も、 情報が不確実、 不正確又は不十分である場合には、 一層の注意を払うものとする。十分

な科学的情報がないことをもって、保存管理措置をとることを延期する理由とし、又はとらないこととす

る理由としてはならない。

3 . ずれの国も、予防的な取組方法を実施するに当たって、次のことを行う。

(a) 入手することのできる最良の科学的情報の入手及び共有により、並びに危険及び不確実性に対処する

八

ための改善された技術の実施により、 漁業資源の保存及び管理のための意思決定を改善すること。

- (b) 資源別 附属書Ⅱに規定する指針を適用すること並びに入手することのできる最良の科学的情報に基づいて、 0 基準値及び漁獲量が当該基準値を超過した場合にとるべき措置を決定すること。
- (c) 量 響並びに現在 特に、 の水準及び分布、 資源の規模及び生産性に関連する不確実性、 の又は予測される海洋、 非漁獲対象種及び漁獲対象資源に関連し又は依存している種に漁獲活動 環境及び社会経済の状況を考慮に入れること。 基準値、 当該基準値に照らした資源 の状態、 が . 及ぼ 漁獲 す 影
- (d) 保し、かつ、 ぼ す影響を評価するためにデータの収集及び調査の計画を発展させること並びにこれらの種 非漁獲対象種及び漁獲対象資源に関連し又は依存している種並びにこれらの種の生息環境に漁獲が及 特別な懸念が生じている生息地を保護するために必要な計画を採用すること。 の保存を確
- 4 するために36の規定に基づいて決定された措置をとる。 するための措置をとる。 いずれの国も、 漁獲量が基準値に接近している場合には、 いずれの国も、 漁獲量が当該基準値を超過した場合には、 漁獲量が当該基準値を超過しないことを確保 遅滞なく、 資源を回復
- 5 ずれの国も、 漁獲対象資源、 非漁獲対象種又は漁獲対象資源に関連し、若しくは依存している種の状

態に懸念がある場合には、 らの資源又は種の監視を強化する。 定する。 これらの資源又は いずれの国も、 種 の状態及び保存管理措置 最 新 の情報に照らして当該保存管理措置を定期的 の有効性を検討するために、 これ 改

6 評価 当該 獲量 流場がず ずれ その影響につい \mathcal{O} に基づく保存管理措置については、 制 限 \mathcal{O} · 及ぼ、 国も、 及び漁獲努力量 す影響につい 新規 て の評 又は探査中の漁場については、 価 0 が 7 制限を含む。 可能となった時点で、 0 評 価を可能とするのに十分なデー 適当な場合には、) をとる。 当該評価に基づく保存管理措置 当該保存管理措置 できる限り速やかに注 当該漁場の漸進的な開発を認め タが得られるまで効力を有するも は、 資源 意深 \mathcal{O} い保存管理措置 長期的 が 実施され なけれ な持 続 る。 可 ばならな (特に 能 当該 性 \tilde{O} لح · 漁 12

7 とる。 V : 脅威となっている場合においても、 ぼす場合には、 7 ずれ いずれの国も、 の国も、 漁獲活動がそのような悪影響を増幅させないことを確保するために緊急の保存管理 自然現象がストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源の状態に著しい悪影響を及 漁獲活動がストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源 緊急の保存管理措置をとる。 緊急の保存管理措置は、 の持続 可能性に深刻な 時的であり、 措置を

か 入手することのできる最良の科学的証拠に基づかなければならない。

第七条 保存管理措置の一貫性

1 の沿岸国 玉 の管轄の下にある水域内において海洋生物資源を探査し、 の主権的権利であって条約に規定するもの並びに条約に従って公海において自国民を漁獲に従事 及び開発し、 保存し、 並びに管理するため

させるすべての国

(a) な仕組みを通じて、 る公海水域において自国民が当該資源を漁獲する国は、 に必要な措置について合意するよう努める。 ストラドリング魚類資源に関しては、 の権利を害することなく、 当該沿岸国の管轄の下にある水域に接続する公海水域における当該資源の保存のた 関係する沿岸国及び当該沿岸国の管轄の下にある水域に接続す 直接に又は第三部に規定する協力の ため \mathcal{O} 適当

(b) る国は、 つ、当該資源の最適な利用という目的を促進するため、直接に又は第三部に規定する協力のための適当 高度回遊性魚類資源に関しては、 国の管轄の下にある水域の内外を問わず、当該地域全体において当該資源の保存を確保し、 関係する沿岸国その他自国民がある地域において当該資源を漁獲す か

な仕組みを通じて協力する。

は、 ものでなければならない。 公海について定められる保存管理措置と国の管轄の下にある水域について定められる保存管理措 ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源全体の保存及び管理を確保するために一 このため、 沿岸国及び公海において漁獲を行う国は、 ストラドリング魚 貫性 **純類資源** 0 ある 置と

Ŕ 貫 性 のある保存管理措置を決定するに当たって、 次のことを行う。

及び高

度回

遊性魚類資源につい

. て —

貫性

のある措置を達成するために協力する義務を負う。

いず

れ

0

玉

(a) 該保存管理措置 及び適用 沿岸国 が している保存管理措置を考慮すること並びに当該資源に関し公海について定められる措置 自国 の実効性を損なわないことを確保すること。 の管轄の下にある水域において同一の資源に関 し条約第六十一条の規定に従って定め が

当

(b) 及び適用している措置であって従前に合意されたものを考慮すること。 関係する沿岸国及び公海において漁獲を行う国が同一の資源に関し条約に従って公海について定め、

(c) 適用している措置であって従前に合意されたものを考慮すること。 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが同一の資源に関し条約に従って定め、

(d) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の生物学的一体性その他の生物学的特性並びにこれ

5 性 の資源 魚類資源が国 の分布、 の管轄の下にある水域内において存在し、 漁場及び関係地域の地理的特殊性の間の関係(ストラドリング魚類資源及び高度回遊 及び漁獲される程度を含む。)を考慮するこ

- (e) 沿岸国及び公海において漁獲を行う国が関係の資源に依存している程度を考慮すること。
- (f) 源全体に対して有害な影響を及ぼす結果とならないことを確保すること。 ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての一 貫性のある保存管理措置が海洋生物資
- 3 するために、 7 ずれの国も、 あらゆる努力を払う。 協力する義務を履行するに当たり、 合理的な期間内に一貫性のある保存管理措置に合意
- 4 ずれの関係国も、 合理的な期間内に合意に達することができない場合には、 第八部に規定する紛争解

決手続をとることができる。

5 ができない場合には、いずれの関係国も、 際的な性質を有する暫定的な枠組みを設けるためにあらゆる努力を払う。 関係国は、 一貫性のある保存管理措置について合意に達するまでの間、 暫定的な措置を得るため、第八部に規定する紛争解決手続に 暫定的な枠組みに合意すること 理解及び協力の精神により、実

従って裁判所に紛争を付託することができる。

6 定的な結果にも影響を及ぼすものであってはならない ある保存管理措置に関する最終的 5 並びにすべての関係国 0) 規定に基づいて設けられた暫定的な枠組み又は決定された暫定的な措置は、 の権利及び義務に妥当な考慮を払ったものでなければならず、 な合意 ^ の到達を危うくし、 又は 妨げ、 及び į, かなる紛争解決手 この 部 また、 の規定を考慮 続 貫 性 \mathcal{O} 確 \mathcal{O}

8 7 域内 域的、 沿岸国 公海にお のストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源に対してとった措置について定期的 な漁業管理の は、 いて漁獲を行う国は、 小 地 域又は ため の機関若 地 域 の公海にお しくは枠組みその他適当な方法を通じて、 関心を有する他の国に対し、直接に又は適当な小 () て漁獲を行う国に対し、 直接に又は適当な小地域的若しくは地 当該沿岸国 地域的若しくは 一の管 轄 12 \mathcal{O} 通 下にある水 報する。 地 域的

源及び高度回遊性魚類資源を漁獲する自国を旗国とする漁船の活動を規制するためにとった措置について な漁業管理のための機関若しくは枠組みその他適当な方法を通じて、 公海においてストラドリング魚類資

定期的に通報する。

ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源に関する国際協力のための仕組み

第八条 保存及び管理のための協力

1 的若 保存及び管理を確保するため、 沿岸国及び公海において漁獲を行う国 しくはは 地 域的、 な漁業管理 $\overline{\mathcal{O}}$ ため 漁獲を行う小 の機関若しくは枠組みを通じて、 は、 地域又は地 ストラドリング魚類資源及び高度回 域 の特性を考慮しつつ、 条約に従い、 直接に又は適当な小 遊性 これら 魚類資源 Ō 資 源 の効果的な に関 地 ラ 域

協

力する。

2 ずれ た、 場合には、 らの資源 さらされてい ずれ 他国 の国も、 の権 0 の保存及び管理を確保するための適当な枠組みを設けるために協議 誠 玉 実に、 るとの 利、 ŧ そのような枠組みについて合意に達するまでの間、 特に、 利益及び義務に妥当な考慮を払いつつ、 か 証 つ、 拠が 関係するストラドリング魚類資源及び 存在する場合又はこれらの資源につい 遅滞なく協議する。 このため、 誠実に行動する。 関心を有するいずれ 高度回 この協定の規定を遵守するものとし、 て新規 遊 $\widehat{\mathcal{O}}$ 性魚 漁 類資 場 を開始することができる。 か が 0 開発されようとしてい 源 玉 が 2過度 0 要請 0 により、これ 開 発の 脅威に ま る

3 性魚類資源についての保存管理措置を定める権限を有する場合には、 小 地 域的 又は地域的 な漁業管理のための機関又は枠組みが特定のストラドリング魚類資源又は高度回遊 公海においてこれらの資源を漁獲す

る。 の参加国となることを排除するものであってはならず、 する漁業に現実の 機関若しくは枠組みが定めた保存管理措置 る国及び関係する沿岸国は、 当該機関又は枠組 利害関係を有する国は、 みへ の参加条件は、 当該機関 の加盟国若しくは当該枠組 現実の利害関係を有する国が当該機関 の適用に同意することにより、 当該機関の加盟国又は当該枠組みの参加国となることが また、 関係する漁業に現実 みの参加国となることにより、 協力する義務を履行する。 \mathcal{O} 0 加 盟国又は当該 利害関係を有する国 又は 枠組 でき 関係 当 該 4

4 業資源を利用する機会を有する。 機関若しくは枠組みが定めた保存管理措置の適用に同意する国のみが、 小 地域的若しくは地域的な漁業管理の ため の機関 \mathcal{O} 加 盟国若しくはそのような枠組みの参 当該保存管理措置が適用され 加国又は当該 る漁

又は

国

の集団を差別するような方法により適用されてはならない。

5 又は枠組みが存在しない場合には、これらの資源の保存及び管理を確保するため、 資源を漁獲する国は、 関係する沿岸国及び小地域又は地域の公海において特定のストラドリング魚類資源又は高度回遊 又は他の適当な枠組みを設けるために協力し、 これらの資源の保存管理措置を定める小地域的又は地 及び当該機関又は枠組みの活動に参加する。 域的な漁業管理のため そのような機関を設立 性魚類 \mathcal{O} 機関

6

生物資源 に関して権限を有する政府間機関が措置をとるべきであると提案しようとするいかなる国

当該 めた保存管理措置 政 府 間 機関 のとる措置が に著 Ū **,** \ 影響を及ぼす可能性が 権限の ある小地 域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組 ある場合には、 当該機関又は枠組 みを通じて、 みが 当 該 既 に定 機 関

 \mathcal{O} 加盟国 又は当該枠組 みの 参 加 国と協議すべきである。 そのような協議は、 実行可能な限 り、 当該 政 府間

機関への提案の提出に先立って行われるべきである。

第九条 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組

1 1 ずれ の国も、 ストラドリング魚類資源及び高度回 遊性魚類資源につき、 小地 域 的若しくは地 域 的 な漁

4

業管 理の ため の機関を設立し、 又はそのような枠組みを設けるに当たって、 特に次の事項につい て合意す

る。

(a)

保存管理措置を適用する資源 (当該資源の生物学的特性及び関連する漁業の性質を考慮に入れたも

0

(b) 保存管理措置を適用する地域 (第七条1の規定並びに社会経済上、地理上及び環境上の要因を含む小

地域又は地域の特性を考慮に入れたもの)

- (c) 新たに設立される機関又は新たに設けられる枠組みの活動と、 関係する既存の漁業管理の ため の機関
- (d) 新たに設立される機関又は新たに設けられる枠組みが科学的な助言を入手し、 かつ、 当該資源の状態

又は枠組みの役割、

目的

及び業務との関係

を検討するための仕組み (適当な場合には、 科学諮問機関の設立を含む。)

協力する国 小 地域的若しくは地域的 は、 当該機関又は枠組みの活 な漁業管理のための機関を設立すること又はそのような枠組みを設けることに 動に現実の利害関係を有していると認める他の国に対し、そのよ

うな協力について通報する。

2

第十条 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの役割

いずれの国も、 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みを通じて協力する義務を履行する

に当たって、次のことを行う。

- (a) 置について合意し、 ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の長期的な持続可能性を確保するための保存管理措 並びに当該保存管理措置を遵守すること。
- (b) 適当な場合には、 漁獲可能量又は漁獲努力量の割当てその他当該機関又は枠組みの当事者としての権

利について合意すること。

(c) 漁獲操業の責任ある実施のために一般的に勧告された国際的な最低限度の基準を採用し、 及び適用す

ること。

(d) 科学的な助言を入手し、及び評価すること、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の状態

を検討すること並びに非漁獲対象種及び漁獲対象資源に関連し、 又は依存している種に漁獲が及ぼ す影

響を評価すること。

(e) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源を対象とする漁業に関するデータの収集、 報告、 検

証及び交換のための基準について合意すること。

- (f) て、正確かつ完全な統計的データを編集し、 適当な場合には秘密を保持しつつ、最良の科学的証拠の入手を確保するため、 及び普及させること。 附属書Ⅰの規定に従っ
- (g) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の科学的評価及び関連する調査を促進し、及び実施

し、並びにこれらの結果を普及させること。

(h) 効果的な監視、 規制、 監督及び取締りのための適当な協力の仕組みを設けること。

九

- (i) 小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関 の新たな加盟国又はそのような枠組みの新たな参加
- (j)

効果的に保存管理措置をとることを容易にする意思決定手続について合意すること。

の利益に配慮するための方法について合意すること。

玉

の漁業上

適時

に、

か

つ、

- (k) 第八部 の規定に従い紛争の平和的解決を促進すること。
- (1) する当局及び産業界の十分な協力を確保すること。 小 地 域的 又は地域的な漁業管理 のための機関又は枠組みの勧告及び決定の実施に当たって自国 |の関連
- (m) 小地 域的又は地域的な漁業管理 のための機関又は枠組みが定めた保存管理措置を適当な方法で公表す

ること。

第十一条 新たな加盟国又は新たな参加国

いずれの国も、 小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関の新たな加盟国又はそのような枠組みの

新たな参加国としての権利の性質及び範囲を決定するに当たって、 特に次の事項を考慮する。

- (a) 漁場におけるストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の状態及び現在の漁獲努力量
- (b) 新たな及び既存の加盟国又は参加国のそれぞれの利益、 漁獲の態様及び漁獲の慣行

- (c) 関する科学的 新たな及び既存 調 査 の加盟国又は参加国 の実施に対するそれぞれ |の資源 . (7) の保存及び管理、 貢献 正確なデー タの収集及び提供並びに資源
- (d) 資源 の漁獲に主として依存している沿岸漁業を営む 地 域の 必要性
- (e) 自国 の経 済が海洋生物資源 の開発に依存する度合が極 めて高 V) 沿岸 国 $\overline{\mathcal{O}}$ 必要性
- (f) 自国 の管 轄の下にある水域に資源 \mathcal{O} 存在する開発途上 玉 |が当該 小地 域又 は 地 域か ら得られる利益
- ずれの国も、 第十二条 小 小 地 地 域的 域 的 又は 又は地域的な漁業管理 地域的な漁業管理 \bigcirc \bigcirc ため ため \bigcirc O機関又は枠組 機関又は枠組 み みの意思決定その (\mathcal{O}) 活動に おける透 他 明性 活動 にお

1

て透明性を確保する。

- 2 ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源に関心を有する他の政府間機関及び非政府機関 の代表
- に従って、当該機関又は枠組みの会合に参加する機会を与えられる。 当該手続は、 そのような会合へ 0 参

小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は

枠組

み

 (\mathcal{O})

手

続

は、

オブザーバーその他の適当な資格で、

漁業管理のための機関又は枠組みの記録及び報告の入手に関する手続規則に従って、 加に関して不当に制限的であってはならない。 当該政府間機関及び非政府機関は、 小地域的又は 当該機関又は枠組み 地域的な

の記録及び報告を適時に入手することができる。

第十三条 既存の機関又は枠組みの強化

いずれの国も、 既存の小地域的又は地域的 な漁業管理 |のための機関又は枠組みがストラドリング魚類資源

及び高度回遊性魚類資源の保存管理措置を定め、 及び実施するに当たってその実効性を高めるために、 当該

機関又は枠組みを強化することに協力する。

第十四条 情報の収集及び提供並びに科学的調査における協力

1 ずれの国も、 この協定に基づく自国の義務を履行するため、 自国を旗国とする漁船が必要な情報を提

供することを確保する。このため、いずれの国も、 附属書Ⅰの規定に従って次のことを行う。

(a) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源を対象とする漁業に関する科学的、 技術的及び統計

的なデータを収集し、及び交換すること。

(b) 効果的な資源評価を促進するために十分に詳細なデータが収集され、かつ、小地域的又は地域的な漁

業管理のための機関又は枠組みの要請を満たすためにデータが適時に提供されることを確保すること。

(c) 当該データの正確性を検証するための適当な措置をとること。

2 ずれの国も、 直接に又は小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みを通じ、

協

力して次のことを行う。

- (a) を考慮し、 ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の性質並びにこれらの資源を対象とする漁業の性質 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みに対して提供するデータの)明細 及び
- (b) 技術及び資源の評価方法を開発し、 ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理のための措置を改善するための分析 及び共有すること。

その様式について合意すること。

3 調査 びにその目的及び方法に関する情報の公表及び関心を有する国への頒布を積極的に促進するものとし、 た、実行可能な範囲で、関心を有する国の科学者が当該調査に参加することを促進する。 下にある水域を越える水域において当該調査を実施する国又は権限のある国際機関は、 科学的調査を促進するために、 1 ずれ の能力を強化し、 の国も、 条約第十三部の規定に従い、すべての者の利益に資するよう、 並びにストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関連する 直接に又は権限のある国際機関を通じて協力する。 漁業分野における科学的 このため、 当該調査の結果並 国の管轄の ま

第十五条 閉鎖海又は半閉鎖海

1 ず れの国 ŧ 閉鎖海 又は半閉鎖海においてこの協定の規定を実施するに当たり、 これらの海の自然の 特

徴を考慮し、 並 びに条約第九部及び条約 の他の関連規定に適合するように行動する。

第十六条 の 国 の管轄の下にある水域によって完全に囲まれ ている公海 水 域

1

び 高 同 とのできる最良の科学的証拠に基づくものとし、 についてとられる保存管理措置は、 定に従って当該資源について一 存管理措置を定めるために協力する。 度回 の資源に関し条約第六十一条の規定に従って定め、 の 国 遊性魚類資源 の管轄の下にある水域によって完全に囲まれている公海水域に の漁獲を行う国並 貫性 条約に基づく沿岸国 のある保存管理措置を定めることに特別な注意を払う。 いずれ びに当該 の国も、 並びに当該沿岸国が自国の管轄の下にある水域において <u>ー</u>の 当該 玉 及び適用している保存管理措置を考慮に入れる。 は、 の権利、 公海 当該公海水域における当該資源に 水域の自然の特徴に配慮して、 義務及び利益を考慮に入れ、 お į, てストラドリング魚類資源及 当該 入手するこ つい 第七条の 公海 て 水域 0 規 保

取締

りのための措置に合意する。

1

ずれの国も、

当該公海水域における当該保存管理措置の遵守を確保するために、

監視、

規制、

監督及び

2 漁船 のような暫定的な枠組 規定を考慮しつつ、 び沿岸国は、 たって適用される保存管理措置について遅滞なく合意するためにあらゆる努力を払う。 ずれの国も、 が関係する資源を損なうような漁業に従事しないよう、 そのような保存管理措置について合理的な期間内に合意することができない場合には、 第八条の規定に従い、 暫定的な枠組み又は暫定的な措置に関する第七条4から6までの規定を適用する。 み又は暫定的 な措置が定められるまでの間、 誠実に行動し、 及び1に定める水域における漁獲操業の実施に当 当該漁船に 関係する漁業国 ついて措置をとる。 は 自国 関係する漁業国 を旗国とする 1 そ 及 \mathcal{O}

第四部 非加盟国又は非参加国

第十七条 機関の非加盟国又は枠組みの非参加国

1 トラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関し条約及びこの協定に従って協力する 小地 当該機関又は枠組みが定めた保存管理措置を適用することに別段の合意をしないものは、 域的若しくは地域的な漁業管理のための機関の非 加盟国又はそのような枠組みの非参加国であっ 関係するス

2 1に規定する国は、 自国を旗国とする漁船に対し、 1に規定する機関又は枠組みが定めた保存管理措置

義務を免除されない。

の対象であるストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の漁獲操業に従事することを許可してはな

らない。

3 該漁 め 該保存管理措置の実施について当該機関又は枠組みに十分協力するよう個別に又は共同 又は枠組 小 業主体は、 第一 地域的若しくは地域的な漁業管理のため 条3に定める漁業主体であって当該関係する水域において操業する漁船を有するものに対 みが定めた保存管理措置を関係する水域における漁獲活動にできる限り広範に事実上適用するた ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての保存管理措置 の機関 の加盟国又はそのような枠組みの参加 して要請する。 第国は、 の遵守につい 当該 |機関 7 当 当

4 船 の実効性を損なう活動を行うことを抑止するために、この協定及び国際法に適合する措置をとる。 \mathcal{O} 非 小 の活動に関する情報を交換する。いずれの国も、そのような漁船が小地域的又は地域的な保存管理措置 加盟国又は当該枠組みの非参加 地域的若しくは地域的 な漁業管理のための機関の加盟国又はそのような枠組みの参加 国であって関係する資源の漁獲操業を行っているものを旗国とする漁 河国は、 当該機関

0

約

束に応じて、

漁場への参加による利益を享受する。

第五部 旗国の義務

第十八条 旗国の義務

1 置を遵守すること及び当該保存管理措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために必要な 自 国の漁船が公海において漁獲を行う国は、 自国を旗国とする漁船が小地域的又は地域的な保存管理措

措置をとる。

2 できる場合に限り、 ずれの国も、 条約及びこの協定に基づく自国を旗国とする漁船に関する責任を効果的に果たすことが 当該漁船を公海における漁獲のために使用することを許可する。

3 いずれの国も、 自国を旗国とする漁船に関して、 次の事項を含む措置をとる。

(a) 上 の自国を旗国とする漁船を管理すること。 小地域的、 地域的又は世界的に合意される関係手続に従い、 漁獲の免許、 許可又は承認によって公海

(b) 次の事項を内容とする規則を定めること。

(i) 旗国がその小地域的、 地域的又は世界的な義務を履行するのに十分な条件を免許、 許可又は承認に

付すること。

(ii) 漁獲のための免許若しくは許可を正当に与えられていない漁船又は免許、 許可若しくは承認につい

- ての条件に従わない漁船が公海において漁獲を行うことを禁止すること。
- (iii) 正当な権限を与えられた者による検査の際に要請に応じてこれを提示することを義務付けること。 公海において漁獲を行う漁船に対し、 常時船舶内に免許証、 許可証又は承認証を備え置くこと及び
- (iv)自国を旗国とする漁船が他国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲を行わないことを確保す
- (c) に関する旗国の国内法を考慮する。)。 有する国が要請する場合には当該記録に含まれる情報を提供すること(ただし、そのような情報の 公海において漁獲を行う許可を与えた漁船に関する自国の記録を作成すること及び直接の利害関係を 開示
- (d) 及び識別に関する国際連合食糧農業機関の標準仕様)に従った漁船及び漁具の識別 ることを義務付けること。 統一的であり、 かつ、国際的に識別することのできる漁船及び漁具の標識制度 (例えば、 のための標識を付す 漁船の標識
- (e) 獲対象種の漁獲量、 データの収集に関する小地域的、 漁獲努力量その他の漁業に関するデータを記録し、及び適時に報告することを義務 地域的又は世界的な基準に従い、漁船の位置、 漁獲対象種及び非漁

付けること。

- (f) 監視等の方法によって漁獲対象種及び非漁獲対象種 オブザーバ 計画、 検査制度、 陸揚げの報告、 転載の監督並びに陸揚げされた漁獲物及び市場統計の の漁獲量を確認することを義務付けること。
- (g) 特に次の方法により、 自国を旗国とする漁船、 その漁獲操業及び関連する活動を監視し、 規制 及

び監督すること。

- (i) とを自国を旗国とする漁船に義務付けることを含む。) 締りのための協力制度の実施 自国 の検査制度の実施並びに第二十一条及び第二十二条の規定に従った小地域又は地域における取 (他国 [の正当に権限を与えられた検査官による乗船及び検査を認めるこ
- (ii) 実施 ブザーバーの乗船等を認めることを自国を旗国とする漁船に義務付けることを含む。) 自国のオブザーバー計画の実施及び自国が参加している小地域的又は地域的なオブザーバー計画の (当該小地域的又は地域的なオブザーバー計画の下で合意された任務を遂行するための他国 lの オ
- (iii) (適当な場合には、 自国 の計画及び関係国間で小地域的、 衛星送信システムを含む。)の開発及び実施 地域的又は世界的に合意した計画に基づく船舶監視システム

- (h) 保存管理措置の実効性が損なわれないことを確保するために公海における転載を規制すること。
- (i) \mathcal{O} 漁獲量を最小とすることを目的とした規制を含む。)すること。 小地 域的、 地域的又は世界的な保存管理措置の遵守を確保するために漁獲活動を規制 (非漁獲対象種
- 4 れ 小 \mathcal{O} 地域的、 国 ŧ 自 国を旗国とする漁船に対してとる措置が当該制度に適合するものであることを確保する。 地域的又は世界的に合意された監視、 規制及び監督の制度が実施されている場合には、 いず

第六部 遵守及び取締り

第十九条 旗国による遵守及び取締り

- 1 地域的又は地域的な保存管理措置を遵守することを確保する。このため、 1 ずれの国も、 自国を旗国とする漁船がストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての小 当該国は、 次のことを行う。
- (a) 当該保存管理措置に対する違反を取り締まること(違反が生ずる場所のいかんを問わない。)。
- (b) 的又は地域的な機関又は枠組みに対して当該調査の進展及び結果を速やかに報告すること。 調 查 小地域的又は地域的な保存管理措置に対するいかなる違反の容疑についても、直ちに、かつ、十分に (関係する漁船に対する物理的な検査を含む。)を行い、違反を申し立てる国及び関係する小地域

- (c) 自国を旗国とするいかなる漁船に対しても、 漁具、 漁獲操業及び関連する活動に関する情報を調査当局に提出するよう義務付けること。 違反を申し立てられた水域における漁船 の位置、 漁獲
- (d) 遅滞なく自国の当局に事件を付託し、 違反の容疑につき十分な証拠が存在すると認める場合には、 及び適当な場合には関係する漁船を抑留すること。 手続を開始するため自国 の法律に従って
- (e) 海 定した場合には、 における漁獲操業に従事しないことを確保すること。 自国を旗国とする漁船が当該保存管理措置に対する重大な違反を行ったことが自国 その漁船が当該違反について自国によって課されたすべての制裁に従うまでの間、 の法律によって確 公
- 2 拒否、 他の上級乗組員について適用される措置は、特に船長又は上級乗組員として漁船で勤務するための承認の 遵守を確保する上で効果的であるため、 すべての調査及び司法上の手続は、 また、 取消 し又は停止を可能とする規定を含むものとする。 違反を犯した者から違法な活動によって生ずる利益を没収するものとする。 速やかに実施されるものとする。 及び場所のいかんを問わず違反を防止するため十分に厳格なもの 違反について適用される制 漁船 の船長その 設裁は、

- 1 管理措置 業管理のための機関若しくは枠組みを通じて協力する。 7 ずれの国も、 の遵守及びその違反に対する取締りを確保するために、 ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての小地域的又は地 直接に又は小地域的若しくは地域 域的な知 的 。 保存 な漁
- 2 努力する。 玉 査を行っている旗国 の支援を要請することができる。 ストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源についての保存管理措置に対する違反の容疑につき調 は 当該 調 査 $\overline{\mathcal{O}}$ すべての国 実施 のため に他 は、 当該 0 玉 調 の協力が有益であると考える場合には、 査に関連した旗国 の合理的な要請に応ずるよう 当 該 他 \mathcal{O}
- 3 関する情報については、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての保存管理措置に対す めの機関若しくは枠組みを通じて、そのような調査を実施することができる。 る違反の容疑に利害関係を有するすべての国又は当該違反の容疑によって影響を受けるすべての国に提供 旗国は、 直接に、 関心を有する他の国と協力して又は関係する小地域的若しくは地域的な漁業管理のた 当該調査 の進展及び結果に
- 4 1 ずれの国も、 小地域的、 地域的又は世界的な保存管理措置の実効性を損なう活動に従事したと報告さ

する。

れた漁船を特定するために相互に支援する。

5 魚類資源 1 ずれ にこ 0 つい 国 ŧ 7 自国 の保存管理措置に対する違反の容疑に関連する証 の国内法令によって認められた範囲内で、 ストラドリング魚類資源及び高度 拠を他 の国 の検察当局に提供するため 回 遊性

 \mathcal{O}

措置を定める。

6 を調 根 ことができる。 拠が、 公 また、 海上 査する。 あ 一の漁 る場合には、 当該沿岸国 この場合において、 船が こ の 6 沿岸国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲を行ったと信ずるに足りる合理的な 当該漁 の規定は、 の関係当局に対し、 船 の旗国 旗国 条約第百十一条の規定の適用を妨げるものではない。 は、 は、 適当な取締りを行うことについて当該沿岸国と協力するもの 公海上の当該漁船に乗船し、 関係する沿岸国 の要請により、 及びこれを検査することを認める 直ちに、 かつ、 十分にこの 事 案

7 は、 措置をとるまでの間、 活動に従事した漁船が当該小地域又は地域の公海において漁獲を行うことを抑止するため、 小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関の加盟国又はそのような枠組みの参加国である締約国 当該機関又は枠組みが定めた保存管理措置の実効性を損なう活動その他当該保存管理措置に違反する 国際法に基づいた措置 (この目的のために定められた小地域又は地域の手続の利用 旗国 が 液当な

を含む。)をとることができる。

第二十一条 取締りのための小地域的又は地域的な協力

1 た自 を問 盟国又は当該枠組 高度回遊 小 わない。 玉 地域的又は地 の検査官により、 性魚類資源に を旗国とする漁船に乗船し、 みの 域的 うい 参加国である締約国は、 な漁業管理のため この協定の他の締約国 ての保存管理措置 の機関又は枠組 及びこれを検査することができる。 の遵守を確保するため、 当該機関又は枠組みが定めたストラドリング魚類資源 (当該機関 みの対象水域である公海において、 \mathcal{O} 加盟国又は当該枠組 2の規定に従い、 みの 参加 正 国 当に権限を与え 当該機関 であるか ·否か 及び が加加

2 を差別するものであってはならない。 次条に規定する基本的な手続に適合するものとし、また、 及び検査 われる。いずれの国も、 1 ずれ の手続並びにこの条の他の規定を実施するための手続を定める。 の国も、 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みを通じ、 この2の規定に従って定められた手続を適当に公表する。 乗船及び検査並びにその後の取締りは、そのような手続に従って行 当該機関の非加盟国又は当該枠組みの非参 この手続は、 1の規定に基づく乗船 この条の規定及び 加国

この協定の採択後二年以内に、 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが2に定める手

3

取 続を定めない場合には、 締 りは、 この条の規定及び次条に規定する基本的な手続に従って実施されるものとする。 当該手続が定められるまでの間、 1の規定に基づく乗船及び検査並びにその後の

4 び検査に用 のための機関又は枠組みを通じて適当に公表する。 する適当な当局を指定するものとし、 れることができるものとする。 を行っているすべての国に対 しくは枠組みを通じ、 検査国 は、 1 られ この条の規定に基づく措置をとるに先立ち、 る船舶は、 正当に権限を与えた自国 Ų 政府の公務に使用されていることが明らかに表示されており、 いずれ 直接に又は関係する小地域的若しくは地域的な漁業管理 そのように指定した当局を関係する小地域的又は地域的な漁業管理 の国も、 この協定の締結の際に、 の検査官に発行した身分証明書の 小地域又は地域の公海においてその漁船 この条の規定に基づく通報を受領 様式を通報する。 $\overline{\mathcal{O}}$ ため カン つ、 Ó 乗船及 が 識 機 別さ 関 漁獲 若

5 白な根拠がある場合には、 乗船及び検査の結果、 漁船が1に規定する保存管理措置に違反する活動に従事したと信ずるに足りる明 検査国は、 適当なときは、 証拠を確保し、 及び旗国に対し違反の容疑を速やか

6 旗国は、 5に規定する通報に対し、その受領から三作業

目以内又は

2の規定に従って

定められた手続に

に通報する。

定める期間内に回答するものとし、次のいずれかのことを行う。

- (a) + 九条に基づく義務を遅滞なく履行すること。 5に規定する漁船について調査し、 及び証拠により正当化される場合には取締りを行うことにより第 この場合において、 旗国は、 調査の結果及び行った取締
- (b) 検査国が調査することを許可すること。

り

について検査国に速やかに通報する。

- 7 締 明示する取締りであってこの協定に基づく旗国の権利及び義務に反しないものをとることを許可すること 調 りを行うことにより義務を履行する。 旗 査結果を遅滞なく通報する。 国が検査国に対して違反の容疑を調査することを許可する場合には、 旗国は、 これに代えて、 証拠により正当化される場合には、 旗国は、 検査国に対し、 当該検査国は、 5に規定する漁船につい 当該漁船に関して旗国が 当該旗国に対し · て 取
- きは、 て、 乗船及び検査の結果、 旗国が6又は7の規定に基づいて必要とされる回答を行わなかったとき、又は措置をとらなかったと 検査官は、 乗船を継続し、 漁船が重大な違反を行っていたと信ずるに足りる明白な根拠がある場合におい 及び証拠を確保することができるものとし、また、船長に対し、更なる

8

ができる。

調査 向 遅滞なく移動させて行う調査を含む。)に協力することを要請することができる。 かう港の名称を直ちに旗国に通報する。 (適当な場合には、 当該漁船を最も近い適当な港又は2の規定に従って定められた手続に定める港に 検査国、 旗国及び適当な場合には寄港国は、 検査国は、 乗組 員 当該: $\widehat{\mathcal{O}}$ 玉 5漁船が 籍 \mathcal{O}

9 検査国 は、 旗国及び関係する機関又は関係する枠組みのすべての参加国に対し更なる調査 の結果を通報

乗組員に対する良好な取扱いを確保するために必要なすべての措置をとる。

する。

か

んを問

わず、

10 影響を与えるような行動を実行可能な範囲で避けることを義務付ける。 及び慣行を遵守すること、漁獲操業の妨げとなることを最小限にすること並びに船上の漁獲物の品質に 対する不当な妨げとなるような方法で実施されないことを確保する。 検査国は、 自国の検査官に対し、 船舶及び船員の安全に関する一般的に認められた国際的な規則、 検査国は、 乗船及び検査が漁船に 手続 悪

11 この条の規定の適用上、「重大な違反」とは、次のいずれかのことをいう。

(a) 旗国が第十八条3回の規定に従って与える有効な免許、許可又は承認を得ることなく漁獲を行うこ

کے

- (b) 獲 義務付けられた漁獲量報告に関して重大な誤りのある報告を行うこと。 (量の正) 関係する小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みによって義務付けられた漁 確 な記録及び漁獲量に関連するデータを保持しないこと又は当該機関若しくは枠組みによって
- (c) を行うこと。 な漁業管理 禁漁区域において漁獲を行うこと、 のため の機関又は枠組みが定めた漁獲割当てを有せずに又は当該漁獲割当ての達成後に漁獲 禁漁期において漁獲を行うこと及び関係する小地域的 又は 地域的
- (d) 漁獲が 時的 に停止されている資源又は漁獲が禁止されている資源を対象とする漁獲を行うこと。
- (e) 禁止されている漁具を使用すること。
- f 漁船の標識、識別又は登録を偽造し、又は隠ぺいすること。
- (g) 調査に関連する証拠を隠ぺいし、改ざんし、又は処分すること。

全体として保存管理措置の重大な軽視となるような複数の違反を行うこと。

(h)

(i) 関係する小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが定めた手続において重大な違反と

明記するその他の違反を行うこと。

12

玉 を履行するため ک \mathcal{O} 要請 の条 Ď により、 他 の規定に の措置をとることができる。 自 玉 かかわらず、 が 行 つ た調 査 旗国 の進展及び結果に関する十分な情報と共に当該漁! は、 漁 7 船が つでも、 検査国 違反の容疑に関し、 |の指示 の下にある場合には、 第十九条の規定に基づく義務 船を旗 当該 検査国 玉 に引き渡 は、 旗

す。

13 ک 0 条 の規 定は、 自国 の法律に従って措置 (制裁を課す手続を含む。) をとる旗国 一の権利を妨げ るもの

ではない。

14

海に 域に入ったときは、 有している場合において、 加 玉 [であ] お \mathcal{O} 条 いて1に規定する関係する保存管理措置に違反する活動に従事したと信ずるに足りる明白な根 る締 \mathcal{O} 規定は、 約国 が、 当該機関 小地域的若 この 当該漁船がその後、 協定 の加盟 しくは \mathcal{O} 他 の締 国又は当該枠組 地 約国 域的 を旗国とする漁船が当該機関又は枠 な漁業管理の 同 の漁獲 みの参加国である締約国が行う乗船及び検査について のため ため の機 の航行中に、 関 \mathcal{O} 加 盟 国又はそのような枠組 検査国 組 4 |の管轄 (\mathcal{O}) 対 象水域で の下にある水 ある公 4 拠を Ó 参

準用する。

15

小 地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが、 この協定に基づく当該機関の加盟国又は当

該枠に 組みの参加国の義務であって当該機関又は枠組みの定めた保存管理措置の遵守の確保に係るもの の 効

果的な履行を可能とするような代替的な仕組みを定めた場合には、 加国は、 関係する公海水域について定められた保存管理措置に関し、 当該機関 これらの国々の間にお \mathcal{O} 加盟国又は当該枠組 いて1 0 7 規定 O参

の適用を制限することについて合意することができる。

16 旗 国以外の 国が 小地域的又は地域的な保存管理措置に違反する活動に従事した漁船に対してとる措置

は、違反の重大さと均衡がとれたものとする。

17 当該漁船に乗船し、 公海上の漁船が国籍を有していないことを疑うに足りる合理的な根拠がある場合には、 及びこれを検査することができる。 証拠が十分である場合には、 当該国は、 いずれ の国 国際法に

従って適当な措置をとることができる。

18 1 がれの国も、この条の規定によりとった措置が違法であった場合又は入手可能な情報に照らしてこの

条の規定を実施するために合理的に必要とされる限度を超えた場合には、当該措置に起因する損害又は損

失であって自国の責めに帰すべきものについて責任を負う。

第二十二条 前条による乗船及び検査のための基本的な手続

1

(a)

船長に身分証明書を提示し、

検査国は、 正当に権限を与えた自国の検査官が次のことを行うことを確保する。

及び関係する保存管理措置又は問題となっている公海水域において有効

- な規則であ って当該保存管理措置に基づくものの写しを提示すること。
- (b) 乗船及び検査を行う時点において旗国への通報を開始すること。
- (d) (c) 乗船 及び検査を行っている間、 の当局に乗船及び検査につい 船長が旗 玉 の当局と連絡を取ることを妨げないこと。 (船長が希望する場合には、

ての報告書

異議又は陳述を含

める。) の写しを提供すること。

船長及び旗国

- (e) 重大な違反の証拠が見つからない場合には、 検査が終了した後、 漁船から速やかに下船すること。
- (f) 確 するために及び状況により合理的に必要とされる限度を超えてはならない。 保するために必要なときは、この限りでない。この場合において、実力の行使は、 実力の行使を避けること。 ただし、 検査官がその任務の遂行を妨害される場合において、 検査官の安全を確 その安全を
- 2 品並びに関係する保存管理措置の遵守を確認するために必要な関係書類を検査する権限を有する。 検査国が正当に権限を与えた検査官は、 漁船、 その免許、 漁具、 装置、 記録、 設備、 漁獲物及びその製

- 3
- 旗国は、 船長が次のことを行うことを確保する。
- (b) (a) この条及び前条に規定する手続に従って実施される漁船に対する検査に協力し、 検査官の迅速かつ安全な乗船を受け入れ、及び容易にすること。 及び支援すること。
- (c) 検査官の任務の遂行に当たり、 検査官に対し妨害、 威嚇又は干渉を行わないこと。
- (d) 乗船 及び検査が行われている間、 検査官が旗国の当局及び検査国の当局と連絡を取ることを認めるこ

کے

- (e) 適当な場合には、 食料及び宿泊施設を含む合理的な便益を検査官に提供すること。
- (f) 検査官の安全な下船を容易にすること。
- 4 旗国は、 船長がこの条及び前条の規定に基づく乗船及び検査の受入れを拒否する場合(海上における安

場合を除く。)には、 全に関する一般的に認められた国際的な規則、 当該船長に対し直ちに乗船及び検査を受け入れるよう指示する。当該船長が旗国 手続及び慣行に従って乗船及び検査を遅らせる必要がある $\overline{\mathcal{O}}$

そのような指示にも従わない場合には、 当該旗国は、 当該漁船の漁獲のための許可を停止し、 及び当該漁

船に対して直ちに帰港するよう命ずる。

当該旗国は、この4に規定する事態が発生した場合には、とった

措置を検査国に通報する。

第二十三条 寄港国がとる措置

1 寄港国は、 国際法に従って、 小地域的、 地域的又は世界的な保存管理措置の実効性を促進するため の措

置をとる権利及び義務を有する。 寄港国は、 当該措置をとる場合には、 いず ħ 0 玉 の漁船に対しても法律

上又は事実上の差別を行ってはならない。

2 寄港国 は、 漁船が自国 の港又は沖合の係留施設に任意にとどまる場合には、 特に、 当該漁船上の書類

漁具及び漁獲物を検査することができる。

3 ずれ の国も、 漁獲物が公海における小地域的、 地域的又は世界的な保存管理措置の実効性を損なう方

法で漁獲されたと認める場合には、 陸揚げ及び転載を禁止する権限を自国の関係当局に与えるため の規則

を定めることができる。

4 この条のいかなる規定も、 国が国際法に従い自国の領域内の港において主権を行使することに影響を及

ぼすものではない。

第七部 開発途上国の要請

第二十四条 開発途上国の特別な要請の認識

- 1 国際 つい 1 連合開 ずれ ての漁場 · の 国 発 計 Ŕ 0 画 開 発に関する開発途上国 ストラドリング魚類資源及び高度回 国際連合食糧農業機関その の特別な要請を十分に認識する。 他 の専 門機関、 遊性 魚類資源 地球環境基金、 の保存及び管理並 この ため、 持続可 能な開 各国 びにこれらの は、 発 直 \mathcal{O} 接 た に又は 資源に 8 \mathcal{O} 委
- 2 に協 員会及び他 ずれ 力する義務を履行するに当たり、 \mathcal{O} 玉 の適当な国際的若しくは地域的 ŧ, ス トラドリング魚類資源及び高 特に次 な機関若しくは団体を通じて、 \mathcal{O} 事 度回 項に関する開発途上国 遊性 魚類資源に うい \mathcal{O} 特 7 開 別な要請を考慮する。 の保存管理措置 発途上国 に援助 を提 を定め 供 する。 ること
- (a) る開発途上 海洋生物資源 玉 のぜ \mathcal{O} 利 1 弱性 用 (自国民の全部又は ___ 部の栄養上 の要請を満たすための ものを含む。) に依存す
- (b) 者、 開発途上国 女性 の漁業労働者及び原住民に対する悪影響を回避し、 (特に開 発途上にある島嶼国) において、 自給のための漁業者、 並びにこれらの者の漁場の利用を確保する 小規模漁業者、 零細 漁業

必要性

(c) 当該保存管理措置により保存活動に関する不均衡な負担が直接又は間接に開発途上国に転嫁されない

ことを確保する必要性

第二十五条 開発途上国との協力の形態

1 1 ずれ の国も、 直接に又は小地域的、 地域的若しくは世界的な機関を通じて、 協力して次のことを行

う。

(a) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理並びにこれらの資源に関する漁場の

開 発のための開発途上国 (特に、 後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国) の能力を高めること。

(b) ある島嶼国) 第五条及び第十一条の規定に従うことを条件に、 がこれらの魚類資源を対象とした公海漁業に参加することができるように、 開発途上国 (特に、 後発開発途上国及び開発途上に 開発途上国を

援助すること(公海漁業への参加を容易にすることを含む。)。

(c) 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みへの開発途上国の参加を促進すること。

2 この条に定める目的のための開発途上国との協力には、 財政的援助、 人的資源の開発に関する援助、 技

含む。

術援助、

技術移転

(合弁事業の取極によるものを含む。)

並びに顧問サービス及び諮問サービスの提供を

2に規定する援助は、特に次の事項を対象とする。

3

- (a) 漁場のデータ及び関連する情報 \mathcal{O} 収集、 報告、 検証、 交換及び分析を通じたストラドリング魚類資源
- (b) 資源評価及び科学的調査

及び高度回遊性魚類資源

の保存及び管

理の改善

(c) 監視、 規 制 監督、 遵守及び取 締 ŋ (地方の段階における訓練及び能力の開発を含む。)、 国の及び

の利用

地

域的なオブザーバ

〕 計

画

の開発並びにこれらの計

一画に対する資金供与並びに技術取得の機会及び設備

第二十六条 この協定の実施のための特別の援助

- 1 に関係する費用に充てるための援助を含む。)に関する特別基金の設立に協力する。 ずれの国も、 開発途上国がこの協定を実施するための援助 (開発途上国が当事者となる紛争解決手続
- 2 開発途上国が新たに小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関を設立し若しくはそのような枠組み いずれの国及び国際機関も、 ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関し、

を設けること又は既存の機関若しくは枠組みを強化することを支援すべきである。

四六

第八部 紛争の平和的解決

第二十七条 平和的手段によって紛争を解決する義務

いずれの国も、 交涉、 審査、 仲介、 調停、 仲裁、 司法的解決、 地域的機関又は地域的取極の利用その他当

事者が選択する平和的手段によって紛争を解決する義務を負う。

第二十八条 紛争の防止

いずれの国も、 紛争を防止するために協力する。このため、 いずれの国も、 小地域的又は地域的な漁業管

理のための機関又は枠組みにおける効率的かつ迅速な意思決定手続について合意するとともに、 必要に応じ

て既存の意思決定手続を強化する。

第二十九条 技術的な性質を有する紛争

紛争が技術的な性質を有する事項に関係する場合には、 関係国は、 関係国間で設置する特別の専門家委員

会に当該紛争を付託することができる。 当該専門家委員会は、 関係国と協議し、及び紛争解決のための拘束

力のある手続によることなく問題を速やかに解決するよう努める。

第三十条 紛争解決手続

1 条約第十五部に定める紛争の解決に関する規定は、この協定の解釈又は適用に関するこの協定の締 約国

間の紛争について準用する。

(条約の締約

国であるか否かを問わない。

2 わ 類資源に関する小地域的 な 条約第十五 間 の紛争であって、 部に定める紛争の解決に関する規定は、この協定の締約国 地域的又は世界的 当該締約国が共に締結しているストラドリング魚類資源又は な漁業協定の 解釈又は適用に関するもの (条約 の締約国であるか (これらの資源 高 度回 否かを問 遊 の保 性 魚

存及び管理に関するものを含む。)

について準用する。

- 3 条の規定に従って同条に定める他の手続を受け入れた場合は、この限りでない。 これを批准し、 た手続は、 この協定 この部に定める紛争の解決について適用する。 の締約国であり、 若しくはこれに加入する時に又はその後いつでも、 かつ、 条 約 の締約国である国が条約第二百八十七条の規定に従って受け入れ ただし、 この部に定める紛争の解決のために同 そのような国が、 この協定に署名し、
- 4 めに条約第二百八十七条1に規定する手段のうち一又は二以上の手段を自由に選択することができる。 に加入する時に又はその後いつでも、 この協定の締約国であるが条約の締約国でない国は、この協定に署名し、これを批准し、若しくはこれ 書面による宣言を行うことにより、この部に定める紛争の解決のた 同

め 書 VII 条の規定は、 及び専門家を指名することができる。 効力を有する宣言の対象とならない紛争の当事者である場合についても適用する。 条約 及び附属書Ⅷ の附 この協定 属書V第二条、 に従って調停及び仲裁を行うに当たって、 の締約国であるが条約の締約国でない国がこのような宣言を行う場合及び当該 附属書VII 第二条及び附属書Ⅲ第二条に定める名簿に含まれる調 当該国は、 この部に定める紛 条約 の附 停 争 属 書 V、 \bigcirc 人、 解 仲 決 国 裁 附 \mathcal{O} た が 人 属

5 連規定、 規則を適用する。 類資源の保存を確保するため、 の 部 の規定に従って紛争が付託された裁判所は、 般に認められた海洋生物資源の保存及び管理のための基準並びに条約に反しない国際法 条約、 この協定及び関係する小地域的、 関係するストラドリング魚類資源及び高 地域的又は世界的な漁業協 度回 の他 定 遊 性 \mathcal{O} \mathcal{O} 関 魚

第三十一条 暫定的な措置

みを設けるためにあらゆる努力を払う。

- 1 紛争がこの部の規定に従って解決されるまでの間、 紛争当事者は、 実際的な性質を有する暫定的な枠組
- 2 条約第二百九十条の規定にかかわらず、この部の規定に従って紛争が付託された裁判所は、 第七条5及

び第十六条2に定める状況において並びに紛争当事者のそれぞれの権利を保全し、又は問題となっている 資源への損害を防止するため、 状況に応じて適当と認める暫定的な措置を定めることができる。

3 洋法裁判所が自国 条約第二百九十条5の規定にかかわらず、この協定の締約国であるが条約の締約国でない国は、 の同意なく暫定的な措置を定め、 修正し、 又は取り消す権限を有しないことを宣言する 国際海

第三十二条 紛争解決手続の適用 の制 限 ことができる。

条約第二百九十七条3の規定は、 この協定について適用する。

第九部 この協定の非締 約国

第三十三条 この協定の非締約国

1 締約国は、この協定の非締約国に対し、 この協定の締約国となり、かつ、この協定に適合する法令を制

定するよう奨励する。

め、

2 締約国は、 この協定及び国際法に適合する措置をとる。 非締約国を旗国とする漁船がこの協定の効果的な実施を損なう活動を行うことを抑止するた

第十部 信義誠実及び権利の濫用

第三十四条 信義誠実及び権利の濫用

締約国は、この協定に基づいて負う義務を誠実に履行するものとし、 また、 この協定により認められる権

利を濫用とならないように行使する。

第十一部 責任

第三十五条 責任

締約国は、 この協定に関して自国の責めに帰すべき損害又は損失につき、 国際法に基づいて責任を負う。

第十二部 再検討のための会議

第三十六条 再検討のための会議

1 魚類資源の保存及び管理の確保についてのこの協定の実効性を評価するため、会議を招集する。 国際連合事務総長は、この協定が効力を生ずる日の四年後に、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性 同 事 務総

長は、この会議にすべての締約国、この協定の締約国となる資格を有する国及び主体並びにオブザーバ

として参加する資格を有する政府間機関及び非政府機関を招請する。

1に規定する会議は、 この協定の規定の妥当性を再検討し、 及び評価するものとし、 必要な場合には、

2

ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する継続的な問題に一層適切に対処

するため、この協定の規定の内容及び実施手段を強化する方法を提案する。

第十三部 最終規定

第三十七条 署名

この協定は、 千九百九十五年十二月四日から十二箇月の間、 国際連合本部において、 すべての国及び第

条2分に規定するその他の主体による署名のために開放しておく。

第三十八条 批准

この協定は、 国及び第一条2bに規定するその他の主体によって批准されなければならない。 批准書は、

国際連合事務総長に寄託する。

第三十九条 加入

この協定は、 国及び第一条2份に規定するその他の主体による加入のために開放しておく。 加入書は、 玉

際連合事務総長に寄託する。

第四十条 効力発生

- 1 この協定は、三十番目の批准書又は加入書が寄託された日の後三十日で効力を生ずる。
- 2 三十番目の批 准書又は加入書が寄託された後にこの協定を批准し、又はこれに加入する国については、

この協定は、 その批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第四十一条 暫定的な適用

- 1 に適用される。 この協定は、 当該暫定的な適用は、 寄託者に対する書面による通告により暫定的な適用に同意した国又は主体によって暫定的 当該通告の受領の日 から有効となる。
- 2 国又は主体による暫定的な適用は、 当該国若しくは主体についてこの協定が効力を生ずる時又は当該国

若しくは主体が暫定的な適用を終了させる意思を寄託者に対して書面により通告した時に終了する。

第四十二条 留保及び除外

この協定については、 留保を付することも、また、 除外を設けることもできない。

第四十三条 宣言及び声明

前条の規定は、 国又は主体がこの協定の署名若しくは批准又はこれへの加入の際に、 特にその国内法令を

定を適用するに当たり、 この協定の規定に調和させることを目的として、宣言又は声明 を行うことを排除しない。 この協定 ただし、 の規定の法的効力を排除し、 当該宣言又は声明は、 又は変更することを意味しない。 (用いられる文言及び名称のいか これらを行った国又は主体についてこの協 んを問 わな

第四十四条 他の協定との関係

1 は 定に基づく権利を享受し、 な この協定は、 この協定と両立する他の協定の規定に基づく締約国の権利及び義務 又は義務を履行することに影響を及ぼさない ものに限る。 (他の締約国 を変更するもので 「がこの協

2 脱がこの協定の趣旨及び目的の効果的な実現と両立しないものに関するものであってはならず、また、こ の協定に定める基本原則の適用に影響を及ぼし、又は他の締約国がこの協定に基づく権利を享受し、若し 止する協定を締結することができる。ただし、そのような協定は、この協定の規定であってこれからの逸 二以上の締約国は、 当該締約国間の関係に適用される限りにおいて、この協定の運用を変更し、 又は停

3 2に規定する協定を締結する意思を有する締約国は、 他の締約国に対し、この協定の寄託者を通じて、

くは義務を履行することに影響を及ぼすものであってはならない。

2に規定する協定を締結する意思及び当該協定によるこの協定の変更又は停止を通報する。

第四十五条 改正

1 る。 正案を審議する会議 締 約国 同 事 は、 務総長は、 国際連合事務総長にあてた書面による通報により、 当該通報の送付の の招集を要請することができる。 日から六箇月以内に締約国 同 事 務総長は、 この協定の改正案を提案し、 の二分の一 当該通報をすべての締約 以上がその要請に好意的 国に送付す 及びその改 な回

答を行った場合には、

当該会議を招集する。

- 2 までは、改正案について投票を行わない。 により合意に達するようあらゆる努力を払うものとし、 れた決定手続と同一のものとする。改正に関する会議は、 を行わない限 1 0 規定に基づき招集される改正に関する会議において用いられる決定手続は、 り、 ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源に関する国際連合会議にお コンセンサスのためのあらゆる努力が尽くされる 7 かなる改正案についても、 この会議が コンセンサス方式 いて用 別段の決定 いら
- 3 国際連合本部において、締約国による署名のために開放しておく。 この協定の改正は、 採択された後は、改正自体に別段の定めがない限り、 採択の日から十二箇月の間

- 4 第三十九条、第四十七条及び第五十条の規定は、 この協定のすべての改正について適用す
- る。
- 5 この協定の改正は、 当該改正を批准 Ĺ 又はこれに加入する締約国については、 三分の二の締約 国 が批
- 書又は加入書が寄託された後に当該改正を批准 准書又は加入書を寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。 Ĺ 又はこれに加入する締約国については、 その後において、 必要とされる数 その批准書又 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 批

准

- は 加入書 の寄 託 ァー の 日 の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 6 改正については、その効力発生のためにこの条に定める数よりも少ない数又は多い数の批准又は加入を
- 必要とすることを定めることができる。
- 7 5 の規定により改正が効力を生じた後にこの協定の締約国となる国は、 別段の意思を表明しない 限り、
- (a)改正された協定の締約国とされ、かつ、 ⑤当該改正によって拘束されない締約国との関係においては、
- 改正されていない協定の締約国とされる。

第四十六条 廃棄

1 締約国は、 国際連合事務総長にあてた書面による通告を行うことによってこの協定を廃棄することがで

ものではない。 きるものとし、 また、 廃棄は、 その理由を示すことができる。 層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、 理由を示さないことは、 その通告が受領された日の 廃棄の効力に影響を及ぼす

2 廃棄は、 この協定との関係を離れた国際法に基づく義務であってこの協定に具現されているもの を締約

国が履行する責務に何ら影響を及ぼすものではない。

後一

年で効力を生ずる。

第四十七条 国際機関による参加

1 有しない場合には、 条約 の附属 書IX第一 条約の附属書以の規定は、 条に規定する国際機関がこの協定によって規律されるすべての事項について権限を 当該附属書の次の規定を除き、 当該国際機関のこの協定

(a) 第二条前段

の参加について準用する。

- (b) 第三条1
- 2 有する場合には、次の包から仓までの規定は、当該国際機関のこの協定への参加について適用する。 条約の附属書M第一条に規定する国際機関がこの協定によって規律されるすべての事項について権限を

- (a) 当該国際機関は、 署名又は加入の時に、次のことを明示する宣言を行う。
- (i) 当該国際機関がこの協定によって規律されるすべての事項について権限を有すること。
- (ii) 有しない当該国際機関の構成国 i)の理由により、 当該国際機関の構成国が締約国とならないこと。 の領域に関しては、この限りでない。 ただし、 当該国際機関が責任を
- (iii) 当該国際機関がこの協定に基づく国の権利及び義務を受け入れること。
- (b) えるものではない。 当該国 際機関の参加は、 **\ かなる場合にも、 当該国際機関の構成国に対しこの協定に基づく権利を与
- (c) く当該国際機関の義務とが抵触する場合には、この協定に基づく義務が優先する。 この協定に基づく当該国際機関の義務と当該国際機関を設立する協定又はこれに関連する行為に基づ

第四十八条 附属書

1 定」といい、又は第一部から第十三部までのいずれかの部を指していうときは、関連する附属書を含めて 附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、また、 別段の明示の定めがない限り、 「この協

いうものとする。

締 約国は、 附属書を随時改正することができる。 改正は、 科学的及び技術的考慮に基づくものとする。

第四十五条の規定にかかわらず、 附属書の改正が締約国の会合においてコンセンサス方式によって採択さ

他 れる場合には、 ... の 日 から効力を生ずる。 当該改正は、この協定に組み込まれ、 締約国の会合において改正がコンセンサス方式によって採択されない場合に その採択の日又は当該改正において指定されている

は、同条に規定する改正手続を適用する。

第四十九条 寄託者

この協定及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

第五十条 正文

この協定は、アラビア語、 中国語、 英語、 フランス語、 ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十五年十二月四日にニューヨークで、アラビア語、中国語、 英語、 フランス語、 ロシア語及びス

第一条 一般原則

1 漁獲 に関連し、 獲努力量 存及び管理 るために検証されるべきである。 に有意義な分析を可能とするような方法で収集され、 る漁業から得られるデー デー 量及び タ \hat{O} の標準化のためのデータ)が含まれる。 適 又は依存している種に関する情報も含まれるべきである。すべてのデータは、 漁獲努力量に関する統計その他漁業に関連する情報 0 基本である。 時 0 収 集、 タが 編集及び分析は、 このため、 必要であり、 集計される前の個 公海及び国 また、 ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資 収集されるデータには、 当該デー の管轄の 々のデータの秘密性は、 及び編集されるべきである。 タは、 下にある水域におけるこれらの (例えば、 漁業資源 非漁獲対象種及び漁獲対 漁船に関連するデー の保存及び管理 保持されるものとし、 これらのデー 正 $\overline{\mathcal{O}}$ 資源を対 源 確性を対 ため \mathcal{O} -タその 効果的 -タには、 に統 これら 象資源 象とす 確 保す 計的 な保保 他 漁

2 開 発途上国に対する援助 (訓練並びに財政的及び技術的援助を含む。) については、 海洋生物資源の保

のデータの頒布は、

その提供に当たって定められた条件に従う。

遊性 ザーバー計画、 存及び管理の分野における能力を形成するために提供する。 に焦点を合わせるべきである。 魚類資源 の保存及び管理に最大限に可能な範囲で参加することを促進すべきである。 データの分析並びに資源評価に寄与する調査計画を実施するための能力を向上させること 開発途上国の科学者及び管理担当者がストラドリング魚類資源及び高度回 当該援助は、 データの収集及び検証、 オブ

第二条 データの収集、編集及び交換の原則

及び交換の範囲を定めるに当たって、 ストラドリング魚類資源及び高度回遊性 次の 一般原則を考慮すべきである。 魚類資源を対象とする漁獲操業から得られるデー タの収集、 編集

- (a) 漁獲活動に関するデータが収集されることを確保すること。 る各魚群、 いずれ られる個 の国も、 ひき縄による漁獲が行われる日)に応じ、 々のひき網、 自国を旗国とする漁船から、 はえ縄漁業及びまき網漁業に用いられる一式用具、 各漁法ごとの操業上の特徴 効果的な資源評価を容易にするために十分詳細な (例えば、 一本釣りによって漁獲され 底びき網漁業に用
- (b) いずれ の国も、 漁業に関するデータが適切なシステムを通じて検証されることを確保すること。
- (c) いずれの国も、 漁業に関するデータその他裏付けとなる科学的データを編集すること並びに関係する

小 .場合には直接に又は当事国間で合意された他の協力のための仕組みを通じたデータの交換に協力する 地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが存在する場合には当該機関又は枠組 合意された形式で、 かつ、 適時にこれらのデータを提供し、 そのような機関及び枠組 みが 存在 みに対 しな

こと。

- (d) 漁船 法により、 ような機関又は枠組みは、 を対象とする漁業の性質を考慮して、 いずれ の関連する漁獲活動に関するデータの提供を要求すること。 の国も、 この附属書の規定に従い並 小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組 当該機関 の非加盟国又は当該枠組みの 提供するデー びに関係する地域におけるこれらの資源の性質及びこれらの資源 タの明細及びその様式について合意すること。 非参加国に対し、 みの枠内で又は他 当該国を旗国とする その の方
- (e) 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みは、自己が定めた条件に従い、データを編集 及び関心を有するすべての国が適時に、 かつ、合意された様式で当該データを利用することができ
- (f) 旗国の科学者及び関係する小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みにより派遣される

るようにすること。

科学者は、 個別に又は適当な場合には共同してデータを分析すること。

第三条 漁業に関する基本的なデータ

1 V ずれ の国も、 合意された手続に従い、 効果的な資源評価を容易にするため、 十分詳細な次 0 種 類の

データを収集し、 及び関係する小地域的又は地域的な漁業管理 のための機関又は枠組みがこれらのデ タ

を利用することができるようにする。

(a) 漁業の種類及び船団ごとの時系列的な漁獲量及び漁獲努力量

(b) 漁業の 種類ごとに適切な漁獲対象種又は非漁獲対象種 の数、 名目重量又はその双方によって表される

ずの統計

総漁獲量 (名目重量は、 陸揚げに相当する生魚重量として国際連合食糧農業機関が定義するところによ

る。)

(c) 漁業の種類ごとに適切な漁獲対象種又は非漁獲対象種の数又は名目重量により報告される投棄魚の統

計(必要な場合には、推定値を含む。)

d 漁法ごとに適切な漁獲努力量の統計

(e) 漁獲場所、 漁獲日時及び適当な場合には漁獲操業に関するその他の統計

域的

な漁業管

理の

ための機関又は枠組

みに提供する。

そのような情報には、

次の事項を含める。

1 ずれ の国も、 適当な場合には資源評価に寄与する情報を収集し、 及びこれを関連する小地域的 又は地

(a) 体長、 体重及び性別に応じた漁 獲物 の内 訳

(b) 年齡、 成長度、 資源の加入量、 分布及び種 の識別等の資源評価に寄与するその他の生物学的 な情報

関 する調 查並 びに海洋学的及び生態学的調査を含む。 (c)

他の関連する調

査

(豊度

の調査、

資源量

 \mathcal{O}

調

查、

水中音響調査

資源豊度に影響を及ぼす環境要因に

第四 条 漁 船 に関するデータ及び情報

1

1 ずれ の国も、 船 寸 の構成及び漁船の漁獲能 力の標準化並びに漁獲量及び漁獲努力量に関するデータの

分析に当たって異なる単位で表される漁獲努力量の間の換算のため、 漁船に関する次の種類のデータを収

集すべきである。

(a) 漁船 の識 別、 国籍及び船籍港

(b) 漁船 0 種 類

(c) 漁船の仕様 (例えば、 建造素材、 建造日、 登録されている長さ、 登録されている総トン数、 主たる推

六五

進機関の出力、船倉の容量、漁獲物の貯蔵法)

- (d) 漁具に関する詳細 (例えば、種類、漁具の仕様、数量)
- 2 旗国は、次の情報を収集する。
- (a) 航行用及び船位の測定用の補助装置
- (b) 通信機器及び国際無線通信呼出符号
- (c) 乗組員数

第五条 報告

いずれの国も、 自国を旗国とする漁船が自国の漁業行政機関及び合意がある場合には関連する小地域的又

は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みに対し、 (公海における漁獲操業に関するデータを含む。) を国内の義務並びに地域的及び国際的な義務を履行する 漁獲量及び漁獲努力量に関する操業日誌中のデー

ために十分な頻度で送付することを確保する。当該データは、 必要に応じ、 無線、 テレックス、ファクシミ

リ又は衛星送信その他の方法により送付されるものとする。

第六条 データの検証

国又は適当な場合には小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みは、 漁業に関する

データを検証するために次のような仕組みを設けるべきである。

- (a) 船舶監視システムによる位置確認
- (b) るための科学的なオブザー 漁獲量、 漁獲努力量、 漁獲: バ 物 の内 計 画 訳 (漁獲対象種及び非漁獲対象種) その他漁獲操業の詳細を監視す
- (c) 漁船の航行、陸揚げ及び転載に関する報告
- (d) 港における試料採取

第七条 データの交換

1

じて、 的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みは、実行可能な範囲内で、データを効率的に利用する機 るすべての国が適時に、かつ、合意された様式で当該データを利用することができるようにする。小地域 る前の個 旗 国が収集したデータについては、 他の旗国及び関係する沿岸国と共有しなければならない。 々のデータの秘密性を保持しつつ、自己が定めた条件に従い、データを編集し、 適当な小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みを通 そのような機関又は枠組みは、 及び関心を有す 集計され

六七

会を提供するデータベース・システムを開発すべきである。

2 世界的な規模においては、データの収集及び普及は、国際連合食糧農業機関を通じて行われるべきであ

小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが存在しない場合には、国際連合食糧農業機

る。

関は、 関係国との取極によって小地域的又は地域的な規模においても同様のことを行うことができる。

附属書Ⅱ ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理における予防のための基

準値の適用に関する指針

- 1 予 防 のための基準値とは、 合意された科学的方法により得られる推定値であって、 資源 の状態及び漁業
- の状況に対応 Ļ カン つ、 漁業管理のための指針として利用することができるものをい 、 う。
- 2 準値 に安全な範囲内に採捕を抑制することを目的とする限界を設定するものであり、 種 が 類 用 0 予 いられるべきである。 防 の ため の基準値 (保存の) 限界基準値は、 ための基準値又は限界基準値及び管理の 資源が最大持続生産量を実現することのできる生物学的 また、 ため の基 目標基準値 準 -値又は1 日標基 は、 管
- 3 由による死亡率及び不確実性の主要な原因を明らかにするため、 予防のための基準値は、 特に、再生産能力、 資源の回復力、 資源を漁獲する漁業の特性、 資源別に定められるべきである。 漁業以外の理

理のための

目標を達成することを目的とするものである。

4 に合意された予防のための基準値と合致する水準に維持し、又は回復させるよう努めるものとする。 管理のための戦略は、 採捕される資源及び必要な場合には関連し又は依存している種の資源量を、 その 従前

の戦 ような基準値は、 略には、 漁獲量が予防のための基準値に接近した場合に実施することのできる措置を含めるものとす 従前に合意された保存及び管理のための措置を開始するために使用される。 管理のため

5 均值 る。 進するために保存及び管理 のとする。 漁業管理のための戦略は、 が目標基準値を超過しないことを確保するものとする。 の資源 の資源量が限界基準値を下回る場合又は下回る危険がある場合には、 のための措置が開始されるべきである。 漁獲量が限界基準値を超過する危険性が極めて小さくなることを確保するも 漁業管理のため の戦略は、 資源 漁獲量 の回 [復を促 $\overline{\mathcal{O}}$ 平

6 る。 基準値を定める。 を改定することができるように、監視を強化するものとする。 そのような場合には、 の漁業についての基準値を決定するための情報が不十分であるか又は存在しない場合には、 暫定的な基準値は、 当該漁業については、改善された情報が利用可能となった時に暫定的な基準 情報が :一層多い類似の資源からの推定によって定めることができ 暫定的な 値

7 業管理のための戦略は、 最大持続生産量を実現する漁獲量は、 濫獲されていない資源に関しては、漁獲量が最大持続生産量を超えないこと及び 限界基準値に関する最低限度の基準とみなされるべきである。 漁

資源量が従前に定められた基準値を下回らないことを確保するものとする。濫獲された資源に関しては、

最大持続生産量を実現する資源量を回復目標とすることができる。